

令和5年度寒河江市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路に面したブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため、危険なブロック塀等を除却し、又は改修する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造り、石造り、れんが造りその他組積造りによる塀及び門柱をいう。
- (2) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路及び一般の用に供する不特定多数のものが通行する道（水路を含む。）をいう。
- (3) 除却 ブロック塀等（基礎を含む。）を解体し、撤去することをいう。
- (4) 改修 ブロック塀等の一部を解体し、建築基準法に規定する要件を満たす工事を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 除却し、又は改修しようとするブロック塀等若しくはブロック塀等が設置されている土地の所有者
- (2) 市税等の滞納がないこと。

(補助対象工事等)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する除却又は改修で、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 道路沿いに設置され、かつ、道路面からの高さが1メートル以上のブロック塀等の除却又は改修
- (2) 別表第1又は別表第2の点検項目のいずれかが不適合であるブロック塀等の除却又は改修
- (3) 本補助金の交付の決定前に契約し、又は着工した工事でないこと。

2 補助対象者は、除却後にブロック塀等の新設を行う場合には、当該ブロック塀等を次に掲げる要件を満たすものとしなければならない。

- (1) 組積造のブロック塀の場合は、高さ、控え壁等の仕様及び寸法が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第61条に規定する要件を満たすこと。
- (2) コンクリートブロック造のブロック塀の場合は、高さ、控え壁等の仕様及び寸法が、令第62条の6及び第62条の8に規定する要件を満たすこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象工事に要する工事費（この要綱による補助金以外の市の補助金の交付の対象となる工事（以下「対象外工事」という。）に係る工事費を除く。以下「補助対象経費」という。）の2分の1又は当該ブロック塀等の見付け面積（塀の高さに延長を乗じて得られる面積をいう。以下同じ。）に1平方メートル当たり4,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額以内の額とし、1件につき8万円を限度とする。ただし、フェンスその他これらに

類するものを混用しているブロック塀等(以下「混用塀」という。)にあつては、フェンス等の部分は見付け面積の2分の1を、門柱にあつては、頂部を除く表面積の2分の1をそれぞれ見付け面積とする。

- 2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金等交付申請書)

第6条 補助金等交付申請書の様式は、規則第5条の規定にかかわらず、令和5年度寒河江市危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)によるものとする。

- 2 申請書は、当該申請に係る工事に着手する前に市長に提出するものとし、添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 除却し、又は改修するブロック塀等の位置図、平面図(改修にあつては、改修後の予定平面図も添付)、立面図(求積図)、別表第1又は別表第2により点検したもの及び工事前の写真(全面及び危険箇所がわかるもの)
- (2) 除却又は改修に要する工事費の見積書(内訳明細書)の写し(この要綱による補助金以外の市の補助を併用する場合は、対象外工事が含まれないもの)
- (3) 令和4年度分(令和5年4月から同年6月までに申請する場合は令和3年度分)の納税証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業等の内容変更等の承認)

第7条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更とは、補助金の額に変更が生じない補助対象経費等の変更とする。

- 2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更又は中止について承認を受けようとする者は、令和5年度寒河江市危険ブロック塀等除却事業内容変

更（取下げ）申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（補助事業等実績報告書）

第8条 補助事業等実績報告書の様式は、規則第14条の規定にかかわらず、令和5年度寒河江市危険ブロック塀等除却事業実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）によるものとする。

2 実績報告書は、事業が完了した日から1か月を経過した日又は令和5年2月9日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事に係る工事請負契約書の写し（この要綱による補助金以外の市の補助金の交付を受けている又は受ける予定である場合は、対象外工事が含まれないもの）

(2) 補助対象工事に係る工事請負契約書の変更がある場合はその写し（この要綱による補助金以外補助金の交付を受けている又は受ける予定である場合は、対象外工事が含まれないもの）

(3) 交付決定後、工事内容に軽微な変更があった場合は、内訳明細書の写し

(4) 除却又は改修の施工箇所の写真（着工前、工事中及び工事完了後のもの）

(5) 除却又は改修後の平面図、立面図（求積図）

(6) 除却又は改修に要した工事費の領収書の写し

(7) 預金通帳の写し（口座情報が記載されている部分）

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（帳簿等の保管）

第9条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

補強コンクリートブロック塀の点検表

(鉄筋が入っていない場合は、別表第2組積造の塀の点検表を使用してください。)

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	2.2m 以下	はい	いいえ
2	壁の厚さ	高さ 2m を超える塀で 15cm 未満	いいえ	はい
		高さ 2m 以下で 10cm 未満	いいえ	はい
3	鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径 9mm 以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ
		壁内に径 9mm 以上の鉄筋が縦横 80cm 以内で入っている	はい	いいえ
4	控壁 (高さが 1.2m を超える塀の場合)	3.4m 以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの 1/5 以上突出してある	はい	いいえ
5	基礎	丈が 35cm 以上で根入れ深さが 30cm 以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ
6	傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は 1mm 以上のひび割れがある	いいえ	はい
7	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
8	その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい
	評価	8項目のうち、1つでも不適合があれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です		
	位置	道路等に面している	いいえ	はい

※点検内容のうち、不明の場合は不適合とすること

別表第2

組積造の塀の点検表

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	1.2m を超えている	いいえ	はい
2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 以上ある	はい	いいえ
3	控壁	4m 以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの 1.5 倍以上突き出している、又は壁の厚さが必要寸法の 1.5 倍以上ある	はい	いいえ
4	基礎	根入れ深さが 20cm 以上ある	はい	いいえ
5	傾き、ひび割 れ	全体的に傾いている、又は 1mm 以上のひび割れがある	いいえ	はい
6	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
7	その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上 にある	いいえ	はい
	評価	7 項目のうち、1 つでも不適合があれば、組積造の塀の安全対策が必要です		
	位置	道路等に面している	いいえ	はい

※点検内容のうち、不明の場合は不適合とすること

寒河江市長 様

令和5年度 寒河江市危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請書

令和5年度寒河江市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額 円

申請者	住所						
	氏名						
	電話番号						
工事場所	寒河江市						
除却・改修面積 (道路等に面する部分に限る)	塀	高さ	m	延長	m	面積	m ²
		構造	1 ブロック造 2 石造 3 れんが造 4 その他()				
	門柱	高さ	m	周長 ×1/2	m	面積	m ²
		構造	1 ブロック造 2 石造 3 れんが造 4 その他()				
	除却・改修面積計			m ²			
工事期間	着工	年 月 日	完了予定	年 月 日			
除却後の処理	1 ブロック塀の新設(年 月頃) 2 石塀の新設(年 月頃) 3 新設計画なし 4 その他() 除却後の処理1及び2においては、建築基準法を順守します。						

項目	補助対象経費	補助対象経費 ×1/2 (A)	除却・改修面積計 ×4,000円 (B)	交付申請額 (A)又は(B)いずれか低い額 ※限度額80,000円
補助金の算定				

注意事項

- 1 除却面積において、フェンス等との混用塀については、フェンス部分は1/2の面積とする。
- 2 除却面積において、門柱については、頂部を除く表面積の1/2の面積とする。
- 3 交付申請額は、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

添付書類

- 1 除却し、又は改修ブロック塀等の位置図、平面図(改修にあつては、改修後の予定平面図も添付)、立面図(求積図)、別表第1又は別表第2により点検したもの及び工事前の写真(全面及び危険箇所がわかるもの)
- 2 除却又は改修に要する工事費の見積書(内訳明細書)の写し
- 3 納税証明書
- 4 その他市長が必要と認める書類

寒河江市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

令和5年度 寒河江市危険ブロック塀等除却事業内容変更（取下げ）申請書

年 月 日付け指令建第 号で交付の決定を受けた補助金に係る事業の内容を変更（取下げ）したいので、令和5年度寒河江市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により申請します。

決定を受けた額	円
申請内容	<input type="checkbox"/> 補助金交付変更申請額 円 <input type="checkbox"/> 取下げ
変更後の補助金額 (変更の場合)	円
変更の内容又は取下げ理由	
変更前の除却・改修費用の 予定額 (変更の場合)	
変更後の除却・改修費用の 予定額 (変更の場合)	

添付書類（変更の場合）

- 1 変更後の平面図（改修にあつては、改修後の予定平面図も添付）及び立面図
- 2 変更後の除却又は改修に要する工事費の見積書の写し

寒河江市長

様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

令和5年度 寒河江市危険ブロック塀等除却事業実績報告書

年 月 日付け指令建第 号で交付の決定を受けた補助金に係る事業が完了したので、令和5年度寒河江市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱第8条の規定により、報告します。

工 事 場 所	寒河江市						
除却・改修面積(道路等に面する部分に限る)	塀	高さ	m	延長	m	面積	m ²
		構造	1 ブロック造 2 石造 3 れんが造 4 その他()				
	門柱	高さ	m	周 長 ×1/2	m	面積	m ²
		構造	1 ブロック造 2 石造 3 れんが造 4 その他()				
除却・改修面積計			m ²				
工事完了年月日	年 月 日						
除却後の処理	1 ブロック塀の新設(年 月頃) 2 石塀の新設(年 月頃) 3 新設計画なし 4 その他()						
工事施工者 住所・氏名	住 所						
	氏 名						
※完了検査	検査員 職氏名		㊟	検査 年月日	年 月 日		

添付書類

- 1 工事請負契約書の写し
- 2 除却又は改修の施工箇所の写真(着工前、工事中及び工事完了後のもの)
- 3 除却又は改修後の平面図、立面図(求積図)
- 4 除却又は改修に要した工事費の領収書の写し
- 5 預金通帳の写し(口座情報が記載されている部分)
- 6 その他市長が必要と認めるもの